

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第483号)

平成19年2月13日

横 情 審 答 申 第 483 号

平 成 19 年 2 月 13 日

横 浜 市 長 中 田 宏 様

横 浜 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会

会 長 三 辺 夏 雄

横 浜 市 の 保 有 す る 情 報 の 公 開 に 関 す る 条 例 第 19 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ
く 諮 問 に つ い て (答 申)

平 成 18 年 6 月 23 日 ま ち 中 高 第 198 号 に よ る 次 の 諮 問 に つ い て、 別 紙 の と お り 答 申 し
ま す。

「 ま ち 談 17 第 1306 号 近 隣 説 明 等 報 告 書 」 の 一 部 開 示 決 定 に 対 す る 異 議
申 立 て に つ い て の 諮 問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「まち談17第1306号 近隣説明等報告書」を一部開示とした決定のうち、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則第11条第3号の規定に基づき提出された平面図及び断面図を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、同条第1号の規定に基づき提出された平面図及び断面図を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「まち談17第1306号 近隣説明等報告書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成18年5月9日付で行った一部開示決定のうち、平面図及び断面図（以下「本件申立部分」という。）を非開示とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立部分については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第3号に該当するため非開示としたものであって、その理由は次のとおりである。

本件申立部分については、設計者がどのような構造、間取りにするかなどについて、創意と工夫をこらして設計したものであり、これらの情報を開示すると、設計者である当該法人の技術的ノウハウが明らかとなり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本号アに該当し、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のとおりである。

- (1) 非開示とされた平面図及び断面図の開示決定を求める。
- (2) 異議申立てに係る処分は、次のとおり不当である。

ア 工事開始前に十分な説明がなされず、平面図、断面図が必要である。（近隣説明等報告書 審査終了日 平成17年12月27日、建築許可日 平成18年3月27日）

イ 工事協定も締結がなされず、騒音、振動も甚だしいため、構造が旅館業法（昭和23年法律第138号）の3条、政令に適った構造であるか疑わしいため。

5 審査会の判断

(1) 中高層建築物等の建築計画の周知手続に係る事務について

ア 横浜市では、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例（平成5年6月横浜市条例第35号。以下「中高層建築物条例」という。）を制定し、中高層建築物等の建築計画の周知手続等を定めている。

イ 中高層建築物条例第11条第1項及び第2項では、中高層建築物等の建築主は、近隣住民等に建築計画の概要その他の規則で定める事項を説明しなければならないことを規定し、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則（平成5年8月横浜市規則第92号。以下「中高層建築物条例施行規則」という。）第10条第2項により、各階平面図等を説明の際に示さなければならないこととされている。また、「横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例関係集（平成16年9月1日一部改訂）（監修 横浜市建築局）」（以下「条例関係集」という。）第61ページでは、近隣住民等に説明する事項及び提示する図書をまとめた資料（以下「近隣説明用資料」という。）については、説明時にできる限り渡すよう努めることと記載されている。

ウ 中高層建築物条例第12条では、近隣住民等への説明状況等を記載した報告書（以下「近隣説明等報告書」という。）を実施機関に提出することを義務付けており、当該報告書には、中高層建築物条例施行規則第11条第1号により各階平面図、断面図等を、同条第3号によりその他市長が必要と認める図書を添付することとされている。条例関係集第67ページでは、同条第1号に規定する図書は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けるため、建築主が建築主事等に提出する確認申請書に添付予定のものを使用することと記載され、条例関係集第66ページでは、同条第3号に規定する図書は、近隣説明用資料等を指すと記載されている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、横浜市中区に建築中の中高層建築物に係る近隣説明等報告書であり、当該近隣説明等報告書に添付された平面図及び断面図が本件申立部分である。本件申立部分は、中高層建築物条例施行規則第11条第1号の規定に基づき提出さ

れた平面図及び断面図（以下「本件確認申請用図面」という。）並びに同条第3号の規定に基づき提出された平面図及び断面図（以下「本件近隣説明用資料」という。）の2種類の図面である。

(3) 条例第7条第2項第3号の該当性について

ア 条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立部分については、設計者が創意と工夫をこらして設計したものであり、開示すると設計者である当該法人の技術的ノウハウが明らかとなることから、本号アに該当するとして非開示としたと主張しているため、以下検討する。

ウ 本件確認申請用図面については、設計者である法人の知識や技術を駆使した創意工夫が含まれており、これを公にすることにより、当該法人の事業活動上の利益を害するおそれがあるものと認められることから、本号アに該当する。

エ 他方、近隣説明用資料については、前記(1)イで述べたとおり、建築主が近隣住民等に説明する際に提示することを予定されているものであり、建築主及び設計者自ら公表しても支障がないと判断した情報と考えられるものである。本件近隣説明用資料についても、実施機関は、建築主が近隣住民に配付したと説明しており、また、配付時の複製又は不特定多数の者への頒布を禁じる措置が採られたことをうかがわせる事情も認められないため、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、本号アに該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が非開示とした平面図及び断面図のうち、本件近隣説明用資料を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、本件確認申請用図面を条例第7条第2項第3号アに該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 池田陽子、委員 高見沢 実

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年6月23日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成18年7月5日 (第294回審査会)	・諮問の報告
平成18年8月9日 (第89回第二部会)	・審議
平成18年8月22日 (第90回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成18年9月13日 (第91回第二部会)	・審議
平成18年9月27日 (第92回第二部会)	・審議
平成18年11月22日 (第95回第二部会)	・審議
平成18年12月12日 (第96回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成18年12月27日 (第97回第二部会)	・審議
平成19年1月15日 (第98回第二部会)	・審議